

議案第 3 3 号

天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

天理市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年 3 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

天理市農業集落排水処理施設条例（平成 9 年 3 月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「115 円」を「130 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年 6 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市農業集落排水処理施設条例の規定は、平成22年 7 月分として徴収する使用料から適用し、平成22年 6 月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。